二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第十条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第九条）	第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　産業活動における新陳代謝の活性化	第二章　産業活動における新陳代謝の活性化
第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条）	第一節　特定新事業開拓投資事業の促進（第十条―第十四条）
第一節の二　外部経営資源活用促進投資事業の促進（第十四条の二―第十四条の十）	［新設］
第一節の三　革新的技術研究成果活用事業の促進（第十四条の十一―第十四条の二十四）	［新設］
第一節の四　研究開発施設等の活用（第十四条の二十五）	［新設］
第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第五十六条）	第二節　事業再生の円滑化（第十五条―第五十六条）
第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二）	第三章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等（第五十七条―第六十一条の二）
第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）	第四章　中小企業の活力の再生（第六十二条―第六十五条）
第五章　雑則（第六十六条―第六十九条）	第五章　雑則（第六十六条―第六十九条）
附則	附則

二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

（新事業開拓事業者）

第二条　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　既に事業を開始している者であって、次のイからニのいずれにも該当する者

（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ　［略］

ハ　法第二条第二十五項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ　［略］

（外部経営資源活用促進投資事業）

第四条の二　法第二条第九項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合による外国法人（新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。）の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有（認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）によって、国外の経営資源を活用し、新たな付加価値を創出することを目指して事業を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（新事業開拓事業者）

第二条　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　既に事業を開始している者であって、次のイからニのいずれにも該当する者

（これに類する外国法人を含む。）

イ・ロ　［略］

ハ　法第二条第二十一項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社

ニ　［略］

（特別事業再編における経済産業省令で定めるところにより算出される額）

第四条の二　法第二条第十三項第一号の事業者の有する現金及び預金の額からその事業の継続のために当面必要な運転資金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額は、法第二十五条第一項の認定の申請又は法第二十六条第一項の変更の認定の申請に係る特別事業再編計画における法第二条第十三項第一号イからハまでに掲げる措置の実施の予定日（以下、この号において「実施予定日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度末（当該申請の日において、当該実施予定日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していない事業者にあっては、当該事業年度の前事業年度末とすることができ、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあっては、当該事業者の選択により、当該実施予定日の属する四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該